

那覇市CKD病診連携システムが始まりました！



・市民の健康を守るために・・・

もしも腎機能が低下して、人工透析が必要になると、どのような影響があるでしょうか？

- 1、まず、ご本人の**生活に制限**が出ます（時間、仕事、食べることや飲むこと 等）
- 2、身体的、精神的な負担が増えます
- 3、経済的な負担が増加します
- 4、**年間 500~600 万円**の医療費がかかります ※注：ご本人負担は月 1~2 万円に抑えられます
- 5、医療費の増加と社会保障費の増加が、市の財政に大きな影響を及ぼします。

那覇市国保だけでも人工透析に年間 **25 億円**かかっています（データヘルス計画より）

那覇市では、**市民の腎臓を守り、人工透析を導入される方を 1 人でも減らしていくため**、CKD 対策を推進します。

まず、現在慢性腎臓病の方が悪化しない取り組みを進めます。これが、**CKD 病診連携システム**です。身近なかかりつけ医(CKD 登録医)と、腎臓を専門に診療する医師(腎臓診療医)の間の連携を促進し、腎機能低下が疑われる時期から腎臓診療医に紹介・相談しやすい環境をつくれます。

また、慢性腎臓病はかなり末期にならないと、自覚症状がありません。そのため、特定健診をはじめとする「健診」を受けていただかないと、ご自分の腎機能が低下していることに気づきません。そこで、那覇市国保では、特定健診を受けやすい環境を整備し、年に 1 回、ご自分の腎機能を確認してもらう PR を行います。ぜひ、特定健診課ホームページ内にて、特定健診の実施医療機関リストなどをご確認ください。

さらに、特定健診の結果より、腎機能低下、または蛋白尿があるなど、必要な方には、保健指導スタッフから連絡を差し上げております。保健指導スタッフが健診結果の説明を行い、かかりつけ医（CKD 登録医）での再検査などをお勧めします。

・CKD 病診連携システムとは？

CKD 病診連携とは、腎機能が悪化して重症化するのを予防するために、CKD 登録医（かかりつけ医）と腎臓診療医（腎臓を専門に診療する医師）とが連携して治療を行うシステムのことです。

| | |
|-----------------------------|---|
| 腎臓診療医 | ●日本腎臓学会の認定する腎臓専門医、または日本透析医学会の認定する透析専門医 |
| CKD 登録医 (かかりつけ医) | ●那覇市 CKD の趣旨に賛同し、那覇市と那覇市医師会が主催する説明会を受講し、那覇市の登録を受けた医師。 |

より良い慢性腎臓病(CKD)診療のため、CKD 登録医(かかりつけ医)と腎臓診療医が併診(診療連携)して患者さんの治療を継続するものです。患者さんも含め、三者と一緒に治療に取り組むのが理想です。

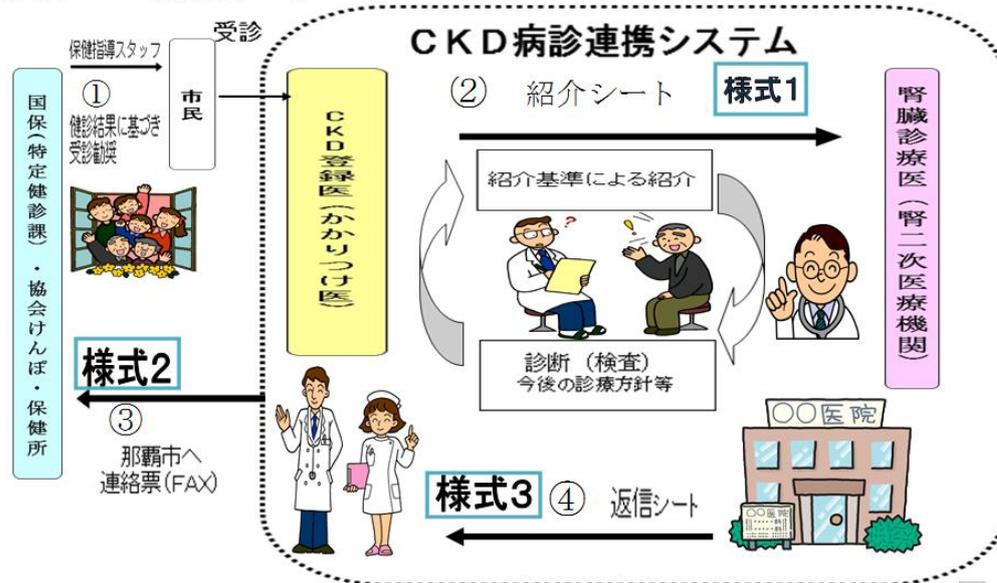
腎臓診療医に紹介する時の基準は、下記の表をご覧ください。

次のいずれかに1つでも該当する場合は、腎臓診療医に紹介し、連携して診療する。

| 腎臓診療医紹介基準 | | 『CKD診療ガイドライン2012』に基づいて作成 |
|---------------|--------------------------|-------------------------------------|
| eGFR値 による紹介基準 | | * eGFR値 = ml/min/1.73m ² |
| ① | 40歳未満 | 60未満 |
| ② | 40歳～69歳 | 50未満 |
| ③ | 70歳以上 | 40未満 |
| ④ | 3ヶ月以内に、30%以上の eGFR の低下 | |
| 蛋白尿による紹介基準 | | |
| ⑤ | 尿蛋白2+以上、または尿蛋白/尿Cr比0.5以上 | |
| ⑥ | 蛋白尿と血尿がともに陽性(1+以上) | |
| ⑦ | 糖尿病がある場合は程度を問わず蛋白尿が陽性 | |

・CKD 病診連携システムのイメージ・・・

那覇市CKD病診連携システムの流れ



CKD 登録医(かかりつけ医)から腎臓診療医を紹介し、診療連携する場合には、おもに次の4つの過程がありますが、対象となる方の状態によっては、過程を省略することがあります。

- ① 那覇市国保、協会けんぽなどの保健指導スタッフは、健診結果に基づき受診勧奨レベルの方には「CKD 登録医」を紹介し、再検査・受診を勧めます。
- ② CKD 登録医(かかりつけ医)は、健診後に受診された方には血液・尿検査の再検査を行い、紹介基準を満たす場合は、**様式第1号 紹介シート**により腎臓診療医に紹介します。また、CKD 登録医は、通院中の患者さんが同基準を満たす場合も同様に、腎臓診療医に紹介します。
- ③ CKD 登録医(かかりつけ医)は、腎臓診療医に紹介したことを市特定健診課に件数のみ報告します。
様式第2号 FAX
- ④ 腎臓診療医は、紹介された患者さんの検査・診断を行い、治療の方向性が決定したら、**様式第3号 返信シート**により、紹介元のCKD登録医に逆紹介を行う。その際に、治療方針、薬物治療等の助言を記載し、必要があれば次の紹介時期を案内する。

※様式については、当課ホームページからダウンロードできます。